

市民税・県民税のお知らせ

《平成18年度課税の主な改正点》

◇老年者控除の廃止

65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の方に対する老年者控除(48万円)が廃止されます。

◇公的年金等控除の改正

公的年金等控除のうち、65歳以上の方の上乗せ措置が廃止されます。ただし、65歳以上の方には最低保障額を120万円とする特例措置があります。

◇65歳以上の非課税措置の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されます。

ただし、昭和15年1月2日以前生まれの方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については経過措置があります。

・平成18年度

均等割と所得割の3分の1を課税

・平成19年度

均等割と所得割の3分の2を課税

・平成20年度 全額課税

◇生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止

平成18年度からは、全額4,000円が課税されます。所得金額28万円以下の方には、課税されません。

◇定率減税の縮減

平成18年度から定率減税が2分の1に縮減され、所得割額の7.5%相当額(限度額2万円)となります。

《市・県民税の納税通知書を発送します》

○特別徴収の方(主に給与所得者で、毎月の給与から市・県民税を差し引いて納付している方)

5月中旬までに各事業所あてに発送し、個人ごとの通知書は各事業所を通じて配布します。18年度分は、6月の給与から引き始め、翌年5月の給与までの12か月間で納付していただきます。

○普通徴収の方(営業や農業などの事業所得者、年金所得者等の方で、年4期に分けて市・県民税を納付している方)

6月中旬に発送します。納期限は次のとおりです。

・第1期 6月30日(金)

・第2期 8月31日(木)

・第3期 10月31日(火)

・第4期 翌年1月31日(水)

※お問い合わせは

税務課市民税係 ☎53-84412

七尾駅前広場整備工事着工のお知らせ

駅前再開発事業に伴い、駅前広場の整備工事が今月から始まります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは

都市整備課駅前再開発室

☎53-84428

特定動物が許可制になりました

許可制になりました

次の動物(人に害を加えるおそれがある危険動物)を飼っている方やこれから飼う予定の方は、お近くの保健福祉センターにご連絡ください。また、飼っている動物種が、許可が必要な動物に該当するか判らない場合もお気軽にご相談ください。

なお、許可を受けずに飼養・保管すると法律で罰せられることもありますのでご注意ください。

手数料(特定動物1種類につき) 20,000円

許可が必要な動物

おまきぎる科、おながぎる科、てながぎる科、ひと科(大型のサル)、いぬ科(犬以外のいぬ科動物)、くま科、ハイエナ科、ねこ科(猫以外のねこ属)、ぞう科、さい科、かば科 ほか(詳しくはお問い合わせ下さい。)

※お問い合わせは

能登中部保健福祉センター

生活環境課 ☎53-24482

ホームページアドレス

<http://www.pref.shikawa.jp/>

自動車税の納期限は5月31日(水)です

最寄りの金融機関または中能登総合事務所で納期内に納税しましょう。

※お問い合わせは

石川県税務課

☎076-225-11273



ひろば

歴史資料のご提供

ありがとうございます

☆和倉町 古川正俊様からの提供



◎昭和17年10月の七尾城碑建立状況や第1回七尾城まつりの写真とプログラムなど

◎「能州文化連盟」の創立や郷土観光振興に尽力した寺西憲一氏の資料など

七尾城址を能登の観光名所として全国発信していく中で市民による保存活動へつながっていく様子がうかがえる貴重な資料です。

ご提供いただいた資料については写真などで今後市史の中で活用させていただきます。

※文化振興課市史編さん室

☎53-8447